毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。	
毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	

別表第四京浜の部横浜航路の項を次のように改める。

横浜航路	西水路（横浜防波堤外灯台から北防波堤灯台を見通した線以西の横浜航路）	大黒信号所（北緯三十度二十五分二十秒東経百三十九度四十分四十秒）内港信号所（北緯三十度二十五分二十六秒東経百三十九度三十八分四十三秒）	大黒信号所の十七度、百九十一度及び二百七十一度方向に面する信号所並びに内港信号所の二十五度及び三百十五度方向に面する信号板による。
			入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
			Iの文字の点滅
			出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
			Oの文字の点滅
			長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入出航船は、西水路外において、入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。
			Fの文字の点滅

Xの文字及びIの文字の交互点滅	西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 西水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路内において、西水路外に出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けたら船舶は、入出航することができること。 西水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。
Xの文字及びOの文字の交互点滅	西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 西水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路内において、西水路外に出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けたら船舶は、入出航することができること。 西水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。
XのFの文字及び文字の交互点滅	西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 西水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路内において、西水路外に出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けたら船舶は、入出航することができること。 西水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。
Xの文字の点滅	西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 西水路外にある入出航船は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、東水路から入航しようとする船舶は、入航することができること。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。
Xの文字の点灯	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。